改正後	改正前
1の重度訪問介護サービス費の注10、第3の1の同行援護サービス費の注8、第4の1の行動援護サービス費の注7、第8の1の重度障害者等包括支援サービス費の注4、第10の1の機能訓練サービス費の注4の2、第11の1の生活訓練サービス費の注6の2、第14の1の就労継続支援B型サービス費の注17、第14の2の1の就労定着支援サービス費の注8、第14の3の1の自立生活援助サービス費の注12若しくは第15の1の共同生活援助サービス費の注10若しくは1の2の日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注13、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）第二号イ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）別表地域相談支援給付費単位数表第1の1の地域移行支援サービス費の注3若しくは第2の1の地域定着支援サービス費の注4又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）別表計画相談支援給付費単位数表1の計画相談支援費の注12の規定に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。 一～十　（略）	1の重度訪問介護サービス費の注10、第3の1の同行援護サービス費の注8、第4の1の行動援護サービス費の注7、第8の1の重度障害者等包括支援サービス費の注4、第10の1の機能訓練サービス費の注4の2、第11の1の生活訓練サービス費の注6の2、第14の2の1の就労定着支援サービス費の注8若しくは第14の3の1の自立生活援助サービス費の注12、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）第二号イ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）別表地域相談支援給付費単位数表第1の1の地域移行支援サービス費の注3若しくは第2の1の地域定着支援サービス費の注4又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）別表計画相談支援給付費単位数表1の計画相談支援費の注12の規定に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。 一～十　（略）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第六条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 計画相談支援給付費単位数表 1～5　（略） 6　退院・退所加算　300単位 注　障害者支援施設、のぞみの園（法第5条第1項に規定するのぞみの園をいう。以下同じ。）、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設若しくは同条第3項に規定する更生施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所していた計画相談支援対象障害者等、病院等に入院していた計画相談支援対象障害者等、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に規定する刑事施設、少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第7項に規定する更生保護施設（以下「刑事施設等」という。）に収容されていた計画相談支援対象障害者等又は法務省設置法（平成11年法律第93号）第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成19年法律第88号）第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。以下「宿泊施設等」という。）に宿泊していた計画相談支援対象障害者等が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用する場合において、	**別表** 計画相談支援給付費単位数表 1～5　（略） 6　退院・退所加算　300単位 注　障害者支援施設、のぞみの園（法第5条第1項に規定するのぞみの園をいう。）、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設若しくは同条第3項に規定する更生施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所していた計画相談支援対象障害者等、病院等に入院していた計画相談支援対象障害者等、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に規定する刑事施設、少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第7項に規定する更生保護施設（以下「刑事施設等」という。）に収容されていた計画相談支援対象障害者等又は法務省設置法（平成11年法律第93号）第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成19年法律第88号）第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。以下「宿泊施設等」という。）に宿泊していた計画相談支援対象障害者等が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用する場合において、当該計